

京都市告示第 318 号

京都市西京極総合運動公園北側区域及び宝が池公園球技場の指定管理者である財団法人京都市体育協会から、京都市西京極総合運動公園条例第4条及び京都市宝が池公園運動施設条例第4条の規定に基づき、京都市西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき、それぞれ施設を供用しない日及び供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年12月14日

京都市長 桧本 賴兼

1 財団法人京都市体育協会

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場、同公園補助競技場及び宝が池公園球技場について、平成20年1月2日（水）から平成20年1月3日（木）までを供用しない日から除き、同期間及び平成20年1月4日（金）の供用時間を午前9時から午後3時までとする。

2 株式会社ビバ

京都市西京極総合運動公園プール施設について、平成19年12月27日（木）及び平成20年1月2日（水）から平成20年1月4日（金）までを供用しない日から除き、同期間中の供用時間を午前10時から午後5時までとする。

（理由）

各指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）